

(2) 各財務書類における表示科目についてその内容等

<貸借対照表>

- ・「たな卸資産」には、主に医薬品、検定検査標準品を計上している。
- ・「未収金」には、児童扶養手当返納金債権等を計上している。
- ・「前払金」には、厚生保険特別会計に対する国庫負担金等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険料の次年度以降の期間に属する額を計上している。
- ・「貸付金」には、母子寡婦福祉貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、特定国有財産整備特別会計への前渡不動産等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、合同庁舎等に係る敷地を計上している。
- ・「立木竹」には、樹木等を計上している。
- ・「建物」には、合同庁舎等に係る建物を計上している。
- ・「工作物」には、建物等に対する構築物を計上している。
- ・「船舶」には、検疫所等所有の船を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、本会計年度では完了していない工事に係る工事代金を計上している。
- ・「物品」には、取得価額50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、主にソフトウェアと電話加入権を計上している。
- ・「出資金」には、政策目的をもって保有している政府出資金等を計上している。
- ・「未払金」には、厚生保険特別会計の国庫負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される期末手当、勤勉手当の支給見込み額のうち、本会計年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、国家公務員災害補償年金及び整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）に係る退職給付のうち本会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、産業投資特別会計からの繰入金で繰り戻すことが規定されている額を計上している。
- ・「他会計繰入未済金」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計へ繰り入れることとされている額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、特定国有財産整備特別会計に対する未渡不動産等を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、資産合計と負債合計の差額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、賞与支給見込額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費等」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条で規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「厚生保険特別会計への繰入」には、厚生年金業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「国民年金特別会計への繰入」には、国民年金業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「船員保険特別会計への繰入」には、船員保険業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。